

## 配管工の専任配置の取扱いについて

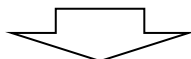
現在、松山市公営企業局発注の水道管工事においては、原則として技能資格を持つ配管工を専任で配置することとしていますが、平成 29 年 4 月 1 日から下記のとおり配管工の専任配置の取扱いを変更します。

### 記

#### 【改正前】

松山市公営企業局発注の水道管工事においては、原則として「配管工」を専任で配置すること。(1 工事現場につき 1 人の「配管工」)

ただし、当初請負金額 2,500 万円未満の水道管工事（松山市公営企業局発注案件）については 2 工事まで「配管工」の兼務を認める。(2 工事現場につき 1 人の「配管工」)



#### 【改正後】

松山市公営企業局発注の水道管工事においては、原則として「配管工」を専任で配置すること。(1 工事現場につき 1 人の「配管工」)

ただし、**当初請負金額 3,500 万円未満の水道管工事**（松山市公営企業局発注案件）については 2 工事まで「配管工」の兼務を認める。(2 工事現場につき 1 人の「配管工」)

#### 【注意事項】

※「配管工」とは、松山市公営企業局技能資格者（耐震継手資格を有する 1 級配管工）又は公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録されている耐震継手配水管技能者をいいます。

※「配管工」と「主任技術者」又は「監理技術者」及び「現場代理人」との兼務は認めません。(同一工事・他工事を問わず兼務不可。)

※「営業所の専任技術者」については請負金額 3,500 万円未満の水道管工事（松山市公営企業局発注案件）についてのみ、2 工事まで「配管工」の兼務を認めることとします。請負金額 3,500 万円以上の水道管工事への「配管工」としての配置は認めません。

**【兼務のための手続き】**

契約日までに別紙様式「**配管工兼務届**」を松山市公営企業局契約管理課に提出してください。

**【配管工の配置解除の手続き】**

配管工事が終了したら、配管工の配置解除申請を行い、承認を受けることによって配管工の配置を解除することができます。別紙様式「**配管工の配置解除申請書**」を監督員に提出してください。

〒790-8590 松山市二番町四丁目4番地6  
松山市公営企業局 管理部 契約管理課（契約担当）  
電 話 089-998-9845  
F A X 089-948-0335